

年金給付等準備金運用に関する基本ルール

1 積立金運用の目的

将来にわたり、年金・死亡一時金の給付を安定的に行うため

2 運用に関する基本的規定（基金法第43条）

基金の年金給付等準備金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

3 具体的ルール

(1) 運用対象・方法の制限（施行令第9条）

- ① 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券等
- ② 銀行・農林中央金庫等への預金又は郵便貯金
- ③ 信託銀行等への信託
- ④ 農業者年金の被保険者を被保険者とする生命保険又は生命共済（但し、生存保険又は生存共済に限定）

(2) 運用の基本方針の策定（施行令第10条）

運用の目的その他農林水産省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用すること

(注) 被保険者等への通知については、独立行政法人通則法第28条第1項の規定により定める業務方法書に記載すべき事項とされている。

〈業務方法書〉

(年金給付等準備金の運用)

第24条 基金は、法令の規定及び別添の年金給付等準備金運用の基本方針に沿って、年金給付等準備金の運用を行うものとする。

(被保険者等への運用収入の額等の通知)

第26条 基金は、毎事業年度の末日において、農業者年金の被保険者等ごとに、保険料納付額等の運用収入の額を算定するとともに、当該被保険者等に対し、その者に係る保険料納付額等及びその運用収入の額を翌事業年度の6月末日までに通知するものとする。

(3) 分散投資（施行令第11条）

特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めること